

公益財団法人世界こども財団 専門委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人世界こども財団（以下「当財団」という。）の事業における新規支援事業の選定等を公正かつ適切に行うため、定款第48条の規定に基づき設置する専門委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 当財団は、定款第4条に規定する事業のうち、公益目的事業における専門性・独立性・公平性の担保を目的として、理事会の決議を経て、専門委員会を設置する。

(所掌事項)

第3条 専門委員会は、当財団の事業に関する支援対象およびその方法の選定について調査し、その審議結果を理事会に上申するものとする。

2. 支援対象および方法の選定にあたっては、別に定める「支援対象選定基準」に基づき「支援対象選定チェックリスト」を用いて検討を行うものとする。

3. 専門委員会は、前各項に定めるほか、理事会または理事長から付議された事項についても審議することができる。

(構成)

第4条 専門委員会は、5名以上7名以下の専門委員をもって構成する。

2. 専門委員のうち2名以上は外部有識者とする。

(委員の選任)

第5条 委員は、理事会において選出する。

2. 委員長は、理事長が指名する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された委員の任期は、他の在任委員の残任期間と同一とする。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の定める委員がその職務を代理する。

3. 会議は、原則として委員の過半数の出席をもって成立する。

4. 会議の審議事項に対し専門委員が直接または特別な利害関係を有する場合、当該専門委

員会は審議から除かれる。

4. 書面または電子的方法により審議・決定を行うことができる。

(上申)

第8条 委員会の審議結果は、委員長がとりまとめ、理事会に上申するものとする。理事会は、その審議結果に基づき最終決議を行う。

(報酬及び費用)

第9条 専門委員会の委員は、無報酬とする。

2. 委員が専門委員会の職務を遂行するために要した旅費、交通費その他の費用については、理事長が必要かつ相当と認めた場合に限り、実費を支給することができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めのない事項または運用上必要な細目は、理事長が別に定めることができる。

(附則)

1. この規程は、令和8年4月17日から施行する。

2. この規程の施行に伴い、平成27年5月12日制定の「委員会運営規則」および「専門委員会運営規則」は廃止する。